**八百津町学校給食用物資納入業者登録について**

　八百津町学校給食共同調理場が発注する給食用物資納入業者の登録を希望される方は、下記事項並びに別紙を確認のうえ登録申請の手続きを行って下さい。

　なお、この登録は給食用物資を納入するための資格を得る行為であり、給食用物資の発注を確約するものではありません。

**登録要件**

1. 学校給食の役割を認識・理解し、適時適切な納入が可能なこと。
2. 引き続き２年以上の事業実績があり、営業状態が良好・堅実で社会的信用を有していること。
3. 生産から納品にかけた物資の品質・衛生管理が徹底されているとともに、従業員の保健衛生にも十分配慮していること。
4. 法令等の規定により各種免許・登録・許可等を要する場合は、申請時に受けていること。
5. 仕入れ及び製造・加工能力が十分であり、指定日時・場所に納入できること。
6. 衛生管理上必要な倉庫・冷蔵（凍）庫・恒温配送車両等の有していること。
7. 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されていること。
8. 各種納税義務が履行されていること。
9. 『八百津町学校給食用物資納入要領』（別紙１）を遵守されること。

**登録申請時期**

　納入をしようとする前年度の１月末まで若しくは、年度途中登録は納入３ヶ月前までとする。

登録期間は、2年間（年度中途登録の場合は、残期間）とし、期間満了後は都度申請とする。

　　（受付時間：土曜・日曜・祝日・センター休業日を除く、午前９時から午後４時の間）

**必要書類**

1. 八百津町学校給食用物資納入業者登録申請書（別紙様式１）１部
2. 営業許可書の写し【直近のもの】１部
3. 食品衛生監視票の写し【直近のもの】１部
4. 登記簿謄本全部事項の写し【法人】・住民票の写し【個人】１部

**提出先・問合せ先**

八百津町学校給食共同調理場

　　〒505-0301　加茂郡八百津町八百津3321番地２　☎ 0574-43-0402　**FAX** 0574-43-2888